

医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画(R4年度分)医療分事業(案)一覧

資料  
4-2

No欄は、R4年度計画の事業番号

区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額
<b>区分Ⅰ-1 病床の機能分化・連携</b>					<b>1,909,178</b>
<b>病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備</b>					<b>1,909,178</b>
		1	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	急性期病床等から回復期病床等への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。 医療機関に対するセミナーの開催や各地域での検討会等の取組により、不足病床機能区分への転換促進や地域医療構想の推進を図る。 横浜市西区、港北区を中心としたEHRの構築事業に対して補助する。	1,046,134 5,577 194,260
		2	構想区域病床機能分化・連携推進事業	地域医療支援病院等の地域の基幹病院が担う機能を質・量ともに強化し、地域医療構想の実現に向けて必要な再整備・機能強化を行うに当たり、施設整備費に対して補助を行う。(令和4年度は川崎市立川崎病院)	488,808
		3	緩和ケア推進事業	緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して補助を行う。	174,399
<b>区分Ⅱ 在宅医療の推進</b>					<b>255,759</b>
<b>在宅医療の体制構築</b>					<b>58,102</b>
		4	在宅医療施策推進事業	在宅医療の推進のため、在宅医療に係る課題の抽出や好事例の共有等に取り組む。 ・協議会開催(県全域、保健福祉事務所単位) ・研修会、普及啓発事業(各地域) 郡市区医師会が実施する在宅医療の推進に資する事業(地域支援事業は除く)に係る経費について補助する。 在宅医療におけるオンライン診療等の環境を整備するため、情報通信機器等の初期経費を補助する。 在宅医療従事者等の多職種連携と医療的ケアのスキル向上に向けた研修拠点と、患者や家族が在宅医療を直接体験できる拠点となる在宅医療トレーニングセンターの設置・運営に係る経費に対して補助する。 在宅で看取りまで行い、かつ、看取った患者に対する死体検案及び死亡診断書・死体検案書の作成まで適切に行うことのできる地域の医師を育成する研修を実施	2,652 7,413 6,000 27,523 754
		5	訪問看護推進支援事業	在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会を設置し、在宅医療への支援のあり方を調査・検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の養成・確保・定着を図り、訪問看護の提供体制を整備する。	13,760
<b>在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化</b>					<b>171,827</b>
		6	在宅歯科医療連携拠点運営事業	在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、医科や介護との連携の促進や地域の相談窓口などの役割を担う在宅歯科医療中央連携室を1箇所、在宅歯科医療地域連携室を各地域に設置する。 在宅歯科医療地域連携室と連携する休日急患歯科診療所等において、訪問歯科を受けている在宅要介護者等で一般歯科診療所では対応できない重度な口腔内疾患等への治療機会を確保するために実施する歯科診療に係る経費及び施設・設備整備費に係る経費の一部を補助する。	135,390 31,076
		7	口腔ケアによる健康寿命延伸事業	高齢者における要介護状態の入り口のひとつである口腔機能の低下を回復可能な段階で改善するため、オーラルフレイル改善プログラムの普及を地域におけるモデル事業として行う。	5,361
<b>小児の在宅医療の連携体制構築</b>					<b>14,030</b>
		8	小児等在宅医療連携拠点事業	在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築するため、会議体、相談窓口の設置、研修の実施等を行う。	14,030
<b>在宅医療を担う人材の確保・育成</b>					<b>11,800</b>
		9	訪問看護ステーション研修事業	訪問看護ステーションの訪問看護師の実践的な研修体制を構築し、県内における在宅医療提供体制の充実を図る。	11,800

区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額
<b>区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成</b>					<b>1,960,933</b>
<b>医師の確保・養成</b>					<b>496,391</b>
		10	医師等確保体制整備事業	県内の医師不足病院等を把握・分析し、医師のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターを運営し、医師の偏在解消を図る。 横浜市立大学医学部生を対象とした修学資金貸付制度により、毎年5名に対して県が学生本人に対して毎年度貸付を行う。 医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援する。 地域医療を担う医師を確保及び育成するため、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学の地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金の貸付を行う。	7,786 22,813 2,546 109,200
		11	産科等医師確保対策推進事業	産科勤務医等の処遇改善とその確保を図るため、分娩手当を支給する病院、診療所及び助産所に対し補助を行う。	60,000 10,706
		12	病院群輪番制運営事業	二次救急医療圏ごとに市町村と医師会等が協力して実施する病院群輪番制の運営事業に補助する。	244,889
		13	小児救急医療相談事業	夜間等における子どもの体調や病状の変化に関する電話相談体制を整備する。	38,451
<b>看護職員の確保・養成</b>					<b>1,462,167</b>
		14	看護師等養成支援事業	看護師等の養成・確保を図るため、民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 看護師養成所の新築、増改築(改修を含む。)に要する工事費又は工事請負費に対して補助する。 厚木看護専門学校に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 医療機関等の実習指導者講習会等受講経費や、実習受入施設の代替職員経費への補助を行う。 看護師等の資質向上を推進するため次の各項目の事業を実施する。 ・質の高い看護職員を育成するための検討、看護職員の就業状況を把握する。 ・看護師の仕事や看護職の資格取得についての小冊子を作成し、啓発活動を行う。 ・看護職員の職種別及び看護管理者等、対象別に看護実践能力向上のための研修事業等を実施する。 ・理学療法士、作業療法士、放射線技師の実習指導者等の資質向上のための研修を行う。 看護師等の資質向上のための研修会を支援する。 病院において新人看護職員の実践能力を獲得させる研修への支援を行う。	462,129 546,584 27,049 17,718 4,703 542 98,002
		15	院内保育所支援事業	医師・看護師等の離職防止と再就職促進のため、病院内保育事業の運営費に対して補助する。 院内保育施設整備に対して補助する。	190,502 4,443

区分	体系	No.	計画事業名	概要	R4年度 基金必要額		
		16	看護実習指導者等研修事業	看護師等養成施設の専任教員、臨地実習に必要な実習指導者及び認定看護師等を養成する。	29,040		
				効果的で質の高い実習指導を行える指導者を安定的に育成する。	9,175		
				看護専任教員の仕事の魅力を広く発信するとともに、看護専任教員に興味のある看護師を対象とした研修等を実施することで看護専任教員として働く意志がある者を増やし、看護専任教員の成り手の増加を図る。	999		
		17	潜在看護職員再就業支援事業	潜在看護職員の再就業の促進のため、普及啓発、相談会及び見学会等を開催し、求人から採用までを支援する新たな取組みを進め、離職者の再就業を促進する。	16,542		
				看護師等の確保・定着のため、看護師等養成施設等の在学者へ、修学資金の貸付けを行う。	49,180		
		18	看護職員等修学資金貸付金	県内で理学療法士等として就業しようとする人材を育成するため、学生に修学資金を貸与する。	3,300		
				看護職員や看護学生に対して、福祉現場における看護の必要性についての普及啓発と、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護についての知識や技術を習得するための研修を実施し、重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。	1,559		
		19	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	看護職員や看護学生に対して、福祉現場における看護の必要性についての普及啓発と、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護についての知識や技術を習得するための研修を実施し、重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。	1,559		
		20	精神疾患に対応する医療従事者確保事業	県内の精神科病床を有する病院の新人看護職員を対象に、臨床についての研修を行い早期離職の防止を図ると共に、中堅看護職員を対象に、最新の精神科看護についての研修を行い、時代の変化に対応する看護職員を養成する。	700		
		<b>歯科関係職種確保・養成</b>					<b>2,375</b>
		21	がん診療医科歯科連携事業	これまで実施してきた研修・検証事業で得られた知見を踏まえつつ、がん診療における医科歯科連携の研修資材兼患者説明用リーフレットを作成し、医療従事者から患者へ説明し配付する。	499		
				22	歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業	歯科衛生士・歯科技工士の人材確保並びに今後一層重要となる在宅歯科医療の人材育成の研修に対して補助する。	1,479
				23	歯科衛生士確保・養成事業	地域の団体等が実施する研修事業に対し補助する。	397
<b>区分VI 勤務医の労働時間短縮</b>					<b>79,800</b>		
<b>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備</b>					<b>79,800</b>		
		24	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に対し必要な費用を支援する。	79,800		
<b>合計</b>					<b>4,205,670</b>		